

親展



大切なお知らせです

《確定申告について》

確定申告は、①・②のいずれかの方法で行うことができます。

①確定申告書を住所地等の所轄税務署に送付または提出

②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告

e-Taxの詳細につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

【e-TaxホームページURL】 <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

(1)年金の所得金額は、その年に受けたその他の所得とともにご自分の住所地を所管する税務署へ申告し、その納税額を納付します。源泉徴収された税額がある場合には、納税額との過不足を精算することになります。

(2)公的年金等の収入金額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告のお手続きの必要はありません(※)。

(※)外国の制度に基づき国外において支払われる年金などを受け取られている場合には、確定申告不要制度の適用はできません。

(3)確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)(※)までの間、税務署で受け付けています。なお、還付を受ける方の申告は、2月13日(金)以前から受け付けています。

(※)確定申告の受付期間および書類の記入方法につきましては、お近くの税務署へお問い合わせください。

(4)確定申告書の提出において源泉徴収票の添付は不要ですが、源泉徴収票の内容を確定申告書に記載(またはe-Taxに入力)する必要がありますので、源泉徴収票は大切に保管しておいてください。

詳しくは、お近くの税務署へお問い合わせください。

確定給付企業年金および厚生年金基金の受給者さまへのお知らせ

源泉徴収票は、確定申告に必要な重要な書類ですので、大切に保管してください。

なお、今回送付した「公的年金等の源泉徴収票」は、マイナポータルを経由して電子送付方式でお受け取りいただくことが可能です。(※)

電子送付された源泉徴収票は、e-Taxによる確定申告書作成にご利用いただくことができます。

(※)弊社で管理している受給者さまの各種情報が、マイナポータル等を経由して連携される各種情報と一致した場合に、電子送付方式をご利用いただくことができます。

また、一度お手続きいただくことで、翌年以降も継続して電子送付方式をご利用いただくことができます。

なお、情報が一致しない受給者さまは、マイナポータル等から連携される各種情報を弊社へご連絡いただくことで、来年以降にご利用いただくことが可能となります。

マイナポータルによる電子送付について



・マイナポータルによる電子送付サービスのご利用方法や各種情報の弊社へのご連絡方法は、弊社ホームページにてご案内しておりますので、表面の見開き右側下に掲載しているURLまたは二次元バーコードからアクセスしてください。

・サービスのご利用にあたりましては、マイナポータルにアクセスいただくために、「マイナンバーカード」が必要となります。

☆マイナポータルとは政府が運営するオンラインサービスです。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから行政手続きの検索やオンライン申請を行うことができます。



三井住友銀行